

令和6年度渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金交付要領

令和6年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

| | |
|--------|--|
| 交付目的 | 市は、移住促進を図るため、住まい、仕事探し、本市の特色である都心からの交通利便性、豊かな自然環境、充実した子育て環境等の移住に関する環境を知ることがを目的に本市に滞在した移住希望者に対し、補助金を交付します。 |
| 内容 | <p>補助対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。</p> <p>(1) 本市への移住（転勤又は結婚による転入を除く。以下同じ。）を現在検討中であり、移住に向けた準備として本市を訪れ宿泊すること。</p> <p>(2) 市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定に基づく群馬県知事の許可を受け、旅館業又はホテル業を営む施設）に連泊すること。</p> <p>(3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている住所が群馬県外にあり、過去において群馬県内での記録がないこと。</p> <p>(4) 当該申請に係る滞在期間中に、担当課職員と面談を行えること。</p> <p>(5) 市のアンケート調査等に応じることができること。</p> <p>(6) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第1号に規定する暴力団、これに類する暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体の構成員若しくはこれらに関係する者でないこと。</p> <p>(7) 過去に渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金の交付を受けていないこと。</p> |
| 補助対象経費 | 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が本市に滞在した期間に要した宿泊費です。ただし、国、県その他の補助金と併用する場合は、補助対象経費からその補助金において補助給された額を控除します。 |
| 交付金額 | <p>補助金の額は次に掲げるとおりとし、1世帯当たり2万円を限度とします。ただし、補助金の額が、補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を上限とします。</p> <p>(1) 中学生以上 1人当たり5,000円</p> <p>(2) 小学生 1人当たり2,500円</p> <p>(3) 未就学児 対象外</p> |
| 予算額 | この補助金の事業全体の補助限度額は、6万円です。 |

| | | |
|-------------------------------|----------------------|--|
| | | 限度に達した時点で受付を終了します。 |
| 交付申請の方法、 交付 手 続 等 | | 本市に滞在する14日前までに渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市民協働推進課まで提出してください。 予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 （1） 補助対象者全員の住民票の写し （2） 渋川市移住希望者お試し滞在費補助金滞在計画書（様式第2号） （3） その他市長が必要と認める書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。 |
| | 交付決定の時期等 | 申請のあった日から14日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。 |
| | 実績報告の方法、 時期等 | 滞在最終日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金滞在活動実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 （1） 渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金交付決定通知書の写し （2） 宿泊をした施設の領収書の写し（様式第4号の裏面に添付） |
| | 補助金の額の確定 | 実績報告があったときは、当該報告書の審査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金確定通知書（様式第5号）により交付すべき補助金の額を確定します。 |
| | 請求の方法、支払 時期等 | 渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金交付請求書（様式第6号）に必要事項を記入し、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。 |
| | 交付決定の取消し 又は補助金の返還 | 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 （1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 |

| | |
|---------|---|
| | (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 |
| 申請書等の様式 | 渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金交付申請書（様式第1号） 渋川市移住希望者お試し滞在費補助金滞在計画書（様式第2号） 渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号） 渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金滞在活動実績報告書（様式第4号） 渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金確定通知書（様式第5号） 渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金交付請求書（様式第6号） |
| その他 | 補助対象者は、当該申請に関する書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。 |
| 取扱担当課 | 渋川市役所市民協働推進課（本庁舎） 電話 0279-22-2401（直通） 0279-22-2111（内線2182） メールアドレス iju@city.shibukawa.gunma.jp |